

新型コロナウイルス感染症

市独自施策を実施 生活支援へ

企業・個人事業主への支援施策

●中小企業等支援給付金

【市独自】 **6億43万円**

休業要請支援金(府・市町村共同支援金)の対象から外れる事業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少し、セーフティネット保証などに係る融資を受けた事業者に対し、給付金を支給します。

支給額…1事業者につき20万円

申請方法…必要書類を郵送で提出

申請期間…5月中旬～来年3月31日(水)(必着)

問合せ…産業振興課(☎674・7411)

●事業融資資金の信用保証料補給

【市独自】 **2,257万円**

新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)に係る借入れを行った事業者のうち、国からの保証料補助が2分の1となる事業者に対し、残り2分の1の事業者負担相当額を市が助成します。

対象…売上などが前年同月比5～15%未満減少した小・中規模事業者

申請方法…窓口で直接申請

申請期間…5月中旬～来年3月31日(水)

問合せ…産業振興課(☎674・7411)

●休業要請支援金(府・市町村共同支援金)

【市独自】 **5億2,600万円**

市と府が2分の1ずつ費用を負担し、共同で実施。家賃などの固定費を支援するため、中小企業に100万円、個人事業主に50万円の支援金を支給します。

対象…次のことを満たす中小企業や個人事業主など。府内に主たる事業所を持つ▷府の休業要請対象事業者で、4月21日までに休業を開始し、5月6日まで休業した▷4月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している など

申請方法…府ホームページ内登録サイト(下QRコード)で入力後、5月31日(日)(消印有効)までに必要書類を郵送で提出

問合せ…休業要請支援金相談コールセンター(☎06・6210・9525=月～土曜日の午前10時～午後5時)



施策の詳細は市ホームページへ

今号では、市の5月補正予算で編成された支援施策を掲載していますが、5月7日現在、支援施策の一部は詳細が決定していません。追って本誌や市ホームページなどに掲載します。



支援施策の一覧

また、今号に掲載していない国などの支援施策や相談窓口については、本誌5月号や市ホームページで一覧にまとめていますので、ご覧ください(右上QRコード)。

< どこに問い合わせればよいか分からないときは >

新型コロナウイルスに関する

生活支援情報案内ダイヤル

☎674・7022

平日午前8時45分～午後5時15分

総額379億1,550万円

(国の支援施策分を含む)

個人・世帯への支援施策

●水道料金(基本料金)の減額

【市独自】 **2億9,643万円**

市内全世帯(事業者含む)の水道料金(基本料金)が4カ月間半額(口径25mm以下の場合、税抜き345円/月)になります。申請は不要です。

対象期間…偶数月の検針の場合は6・8月検針分、奇数月の検針の場合は7・9月検針分

問合せ…水道部料金課お客さまセンター(☎674・7890)

●保育料・給食費・学童保育料など返還

【給食費分は市独自】 **4,079万円**

自粛要請により保育所や認定こども園、学童保育室などをお休みした場合、3月分以降の保育料・給食費などを日割りで返還します。各園などから個別にご案内します。また、臨時休校などでファミリー・サポート・センターを利用した場合の利用料を助成します。

問合せ…保育所・認定こども園など=保育幼稚園事業課(☎674・7692)、学童保育室=子ども育成課(☎674・7656)、ファミリー・サポート・センター=子育て総合支援センター(☎686・3337)

●子育て世帯への臨時特別給付金

4億6,525万円

子育て世帯を支援するため、4月分(3月分含む)の児童手当の受給者(※1)に対し、児童1人につき1万円を支給します。申請は不要で(※2)、児童手当と同じ口座に振り込みます。6月下旬に支給予定です。

※1.特例給付(所得超過で児童手当の額が5,000円)の人は対象外

※2.公務員は申請が必要で、後日、勤務先から案内があります

問合せ…子ども育成課(☎674・7174)

●特別定額給付金

354億4,667万円

家計への支援を行うため、1人につき10万円を給付します。申請は原則郵送かオンラインで。5月中旬以降、順次、市から対象者の属する世帯主宛てに、申請書などを送付します。

なお、オンライン申請は「マイナポータルサイト」で受け付けています(マイナンバーカードが必要。5月下旬から順次振り込み予定)。

対象者…令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている人

問合せ…市コールセンター(☎674・7111)。なお、5月中旬以降に専用コールセンターを開設します

※配偶者等からの暴力を理由に避難し、令和2年4月27日までに高槻市に住民票を移していない人は、人権・男女共同参画課(☎674・7575)へご相談ください

●児童扶養手当受給者への

特別支援給付金

【市独自】 **7,390万円**

ひとり親家庭を支援するため、5月分の児童扶養手当の受給者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金とは別に、対象児童1人につき2万円を支給します。6月中旬に支給予定で、支給方法などは対象者へご案内します。

問合せ…子ども育成課(☎674・7832)

●放課後等デイサービス利用者への支援

4,027万円

特別支援学校などの臨時休校に伴い放課後等デイサービスの利用が増加した人へ、給付費・利用者負担を助成します。

問合せ…子育て総合支援センター(☎686・3032)

●傷病手当金

350万円

国民健康保険または後期高齢者医療に加入している被用者(雇われている人)が、感染などで休業し、給与が支払われなかった場合に、傷病手当金を支給します(申請が必要)。

問合せ…国民健康保険課(☎674・7079)